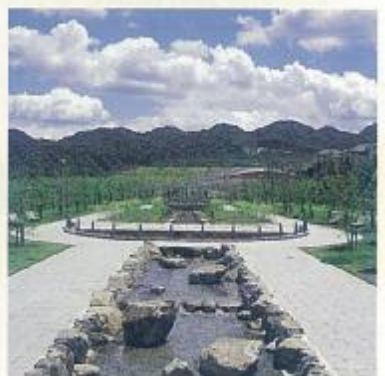
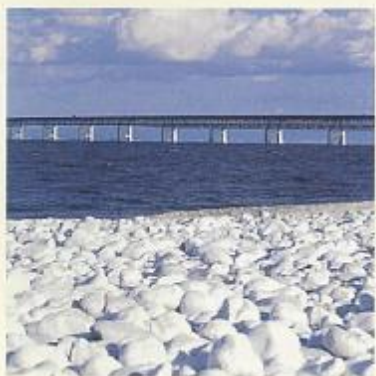
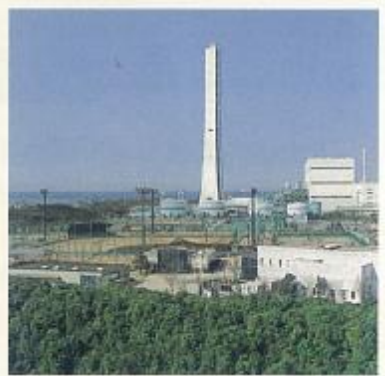


# 大阪府の環境アセスメント制度

あ・ら・ま・し



# 1 大阪府の環境アセスメント制度

## 環境アセスメント制度の目的

環境アセスメント制度は、事業者が、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたりあらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以後に事後調査を行うことにより、環境の保全について適正な配慮がなされることを目的とする制度です。

このため、住民の参加、知事や市町村長の関与等の手続や調査・予測・評価の方法などが条例で定められています。

## 環境アセスメント制度の制定の経緯

大阪府では、昭和 59 年に大阪府環境影響評価要綱を制定し、これまで府域の環境保全に一定の成果をあげてきましたが、大阪府公害対策審議会の答申や大阪府環境基本条例、大阪府行政手続条例、環境影響評価法の制定などにより、環境アセスメント制度をより充実させることが求められたことから、平成 9 年 6 月から大阪府環境審議会で検討されてきました。

平成 10 年 3 月に大阪府環境影響評価条例を制定し、平成 11 年 6 月 12 日からこの制度を全面実施しています。

## 大阪府環境影響評価条例の構成

### ①大阪府環境影響評価条例

環境アセスメントの手続や対象事業の種類等を定めています。

### ②大阪府環境影響評価条例施行規則

環境アセスメントの手続や対象事業の規模等を定めています。

### ③環境影響評価及び事後調査に関する技術的な指針（技術指針）

事業の実施が環境に及ぼす影響を科学的に調査・予測・評価する方法や事後調査の方法並びに方法書、準備書、評価書の作成方法などを定めています。

## 環境アセスメントの対象となる環境項目

環境アセスメントの対象となる環境項目は、次のとおりです。

### 環境影響評価の環境項目

生活環境	大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、景観
自然環境	気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場
歴史的・文化的環境	景観、文化財
環境負荷	廃棄物、発生土、温室効果ガス、オゾン層破壊物質

## 2 環境アセスメントの対象となる事業

事業の種類	大阪府環境影響評価条例	環境影響評価法（参考）（注1、2、3）	
		第二種事業	第一種事業
1 道路			
高速自動車国道等			すべて
一般国道等	4車線以上かつ長さ3km以上	4車線以上・7.5km~10km	4車線以上・10km以上
林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上	6.5m以上・15km~20km	6.5m以上・20km以上
2 河川			
ダム	サーチャージ水位面積50ha以上	75ha~100ha	100ha以上
堰	湛水面積50ha以上	75ha~100ha	100ha以上
湖沼水位調節施設、放水路	土地改変面積50ha以上	75ha~100ha	100ha以上
3 鉄道			
新幹線鉄道（規格新線含む）			すべて
鉄道、軌道	長さ3km以上	7.5km~10km	10km以上
4 飛行場			
飛行場	すべて	滑走路長1,875m~2,500m	2,500m以上
ヘリポート	すべて		
5 発電所			
水力発電所	出力1.5万kW以上	2.25万kW~3万kW	3万kW以上
火力発電所	出力2万kW以上	11.25万kW~15万kW	15万kW以上
地熱発電所	出力7,500kW以上	7,500kW~1万kW	1万kW以上
原子力発電所			すべて
太陽電池発電所		3万kW~4万kW	4万kW以上
風力発電所		7,500kW~1万kW	1万kW以上
6 廃棄物処理施設			
ごみ焼却施設	焼却能力1日100t以上		
ごみ焼却施設以外のごみ処理施設	処理能力1日200t以上		
し尿処理施設	処理能力1日100kL以上		
産業廃棄物焼却施設	焼却能力1日100t以上又は燃焼能力の合計が重油換算1時間4kL以上		
廃棄物最終処分場	面積10ha以上	25ha~30ha	30ha以上
7 下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上		
8 工場又は事業場	燃焼能力の合計が重油換算1時間4kL以上 又は平均排水量の合計が1日1万㎡以上		
9 建築物	延べ面積10万㎡以上かつ高さ150m以上		
10 公有水面の埋立て	面積25ha超	40ha~50ha	50ha超
11 土地区画整理事業	面積50ha以上	75ha~100ha	100ha以上
12 新住宅市街地開発事業	面積50ha以上	75ha~100ha	100ha以上
13 工業団地の造成	面積50ha以上	75ha~100ha	100ha以上
14 新都市基盤整備事業	面積50ha以上	75ha~100ha	100ha以上
15 流通業務団地造成事業	面積50ha以上	75ha~100ha	100ha以上
16 開発行為	面積50ha以上	(75ha~100ha)（注4）	(100ha以上)（注4）
17 採石の事業	面積20ha以上		
18 発生土の処分の事業	面積10ha以上		
19 その他の事業	11から16までの項のうちいずれか2以上のものを複合して開発する事業 面積の合計が50ha以上		

○港湾計画	埋立・掘込み面積の合計100ha以上	300ha以上
-------	--------------------	---------

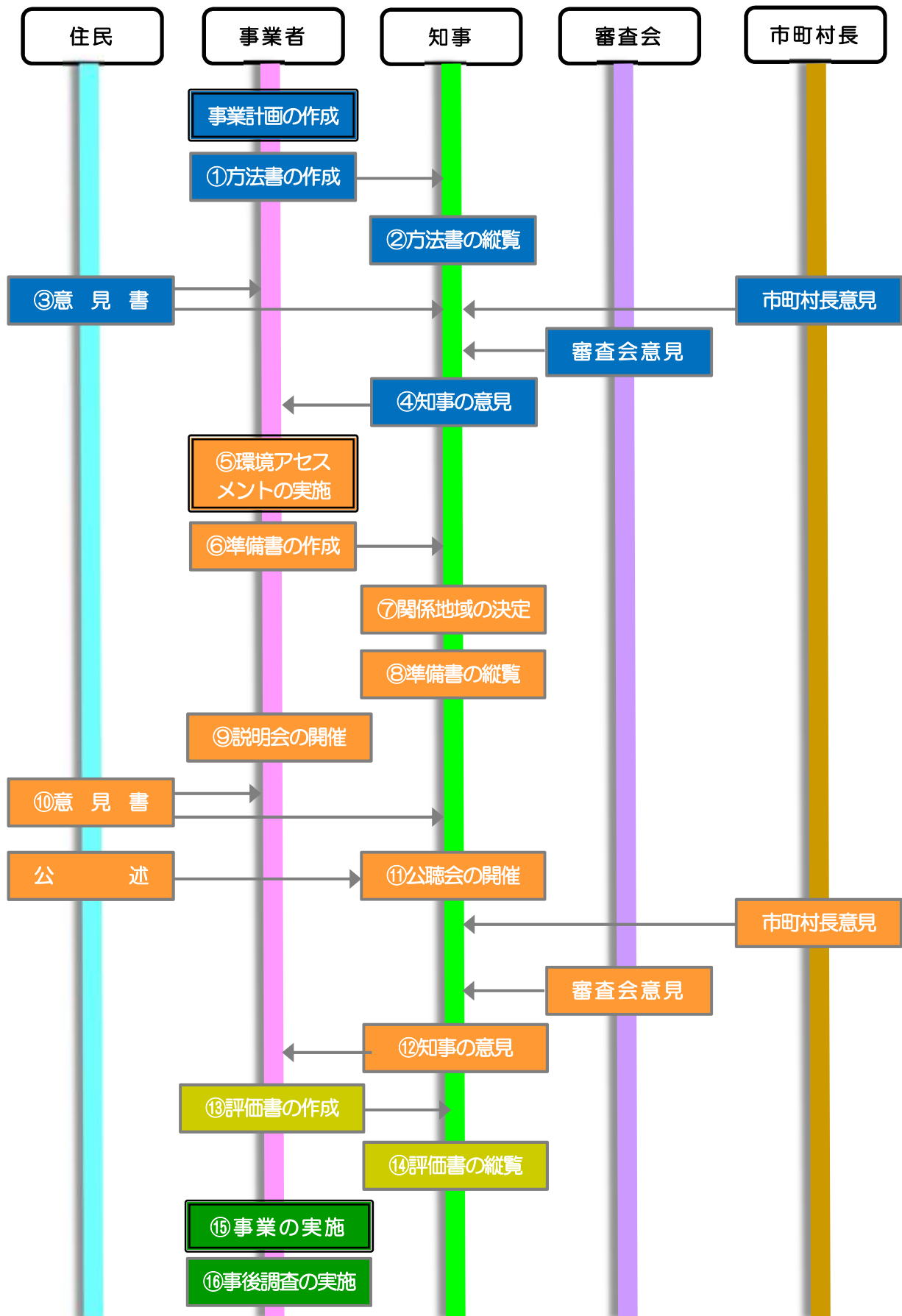
（注）1. 法の第二種事業は、環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業です。法の対象とならなかった場合でも、条例の対象事業であれば、条例による環境アセスメントの手続きが行われます。

2. 法の対象となる事業についても、条例の手続きの一部が適用され、条例と同等の手続きが行われます。

3. 対象となる事業の詳細は、環境影響評価法施行令、大阪府環境影響評価条例施行規則をご覧ください。

4. 「16 開発行為」のうち、環境影響評価法では独立行政法人都市再生機構、及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が対象となります。

### 3 手続の流れ



①方法書の作成

事業者は、環境アセスメントを実施する環境項目や方法を記載した環境影響評価方法書を作成し、知事に提出しなければなりません。

②方法書の縦覧

知事は、方法書を1月間縦覧します。

③意見書

住民は、方法書について事業者又は知事に縦覧期間とその後の2週間の間に環境保全上の意見を提出することができます。

④知事の意見

知事は、市町村長、審査会、住民の意見や事業者の見解を勘案して知事の意見を述べます。

⑤環境アセスメントの実施

事業者は、技術指針で定めるところにより、環境アセスメント（調査・予測・評価）を行わなければなりません。

⑥準備書の作成

事業者は、環境アセスメントの結果や環境保全のための措置等を記載した環境影響評価準備書を作成し、知事に提出しなければなりません。

⑦関係地域の決定

知事は、準備書の提出日から30日以内に、環境影響を受けると認められる地域を決定します。

⑧準備書の縦覧

知事は、準備書を1月間縦覧します。

⑨説明会の開催

事業者は、縦覧期間内に準備書の内容について説明会を開催しなければなりません。

⑩意見書

住民は、準備書について事業者又は知事に縦覧期間とその後の2週間の間に環境保全上の意見を提出することができます。

⑪公聴会の開催

知事は、準備書について住民の環境保全上の意見を聴くため、公聴会を開催します。

⑫知事の意見

知事は、市町村長、審査会、住民の意見（意見書、公聴会）や事業者の見解を勘案して知事の意見を述べます。

⑬評価書の作成

事業者は、知事の意見を勘案して、準備書の内容に検討を加えて環境影響評価書を作成し、知事に提出しなければなりません。

⑭評価書の縦覧

知事は、評価書を1月間縦覧します。

⑮事業の実施

事業者は、知事が評価書の公示を行った後、環境の保全に配慮して事業を実施することができます。

⑯事後調査の実施

事業者は、事後調査計画書を作成し、これに基づき事後調査を行い、その結果を記載した事後調査報告書を知事に提出しなければなりません。



## 4 調査・予測・評価・事後調査



## 5 情報公開と住民参加

条例では、情報公開と住民参加に関する手続きを設けています。住民の皆様の生活経験に基づいた環境保全上の情報や知識を環境アセスメントに反映させるため、積極的な御参加と御協力をお願いします。

なお、パソコン等でも住民参加の手続きができますので、ご利用ください。

### ①縦覧

方法書、準備書、評価書は、大阪府の庁舎、事業者の事務所、関係市町村などで1月間縦覧され、誰でも見る（コピーサービスがある縦覧場所では、コピーも可能）ことができます。

また、大阪府のホームページでも一定の期間、見ることができます。（次ページ参照）

### ②方法書と準備書についての意見書の提出

方法書と準備書について環境保全上の意見のある人は誰でも事業者又は知事に意見書を持参又は郵送により提出することができます。

なお、大阪府電子申請システムを用いても、意見書を提出することができます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/assess/denshi shinsei.html>



大阪府 アセス電子申請

検索



また、知事は、意見書の概要とその意見についての事業者の見解を公開します。

### ③説明会と公聴会への参加

説明会は、事業者が直接住民の皆様に準備書の内容を説明し、理解を深めていただくために開催するものです。準備書の内容に疑問があれば事業者に質問をし、確かめることができます。

公聴会は、知事が直接住民の皆様から準備書の内容について環境保全上の意見を聴くために開催するものです。知事は意見を述べたい人を募集します。また、公聴会の会場には傍聴席も設けます。

知事は、説明会の結果の概要、公聴会で発表された意見とその意見についての事業者の見解を公開します。



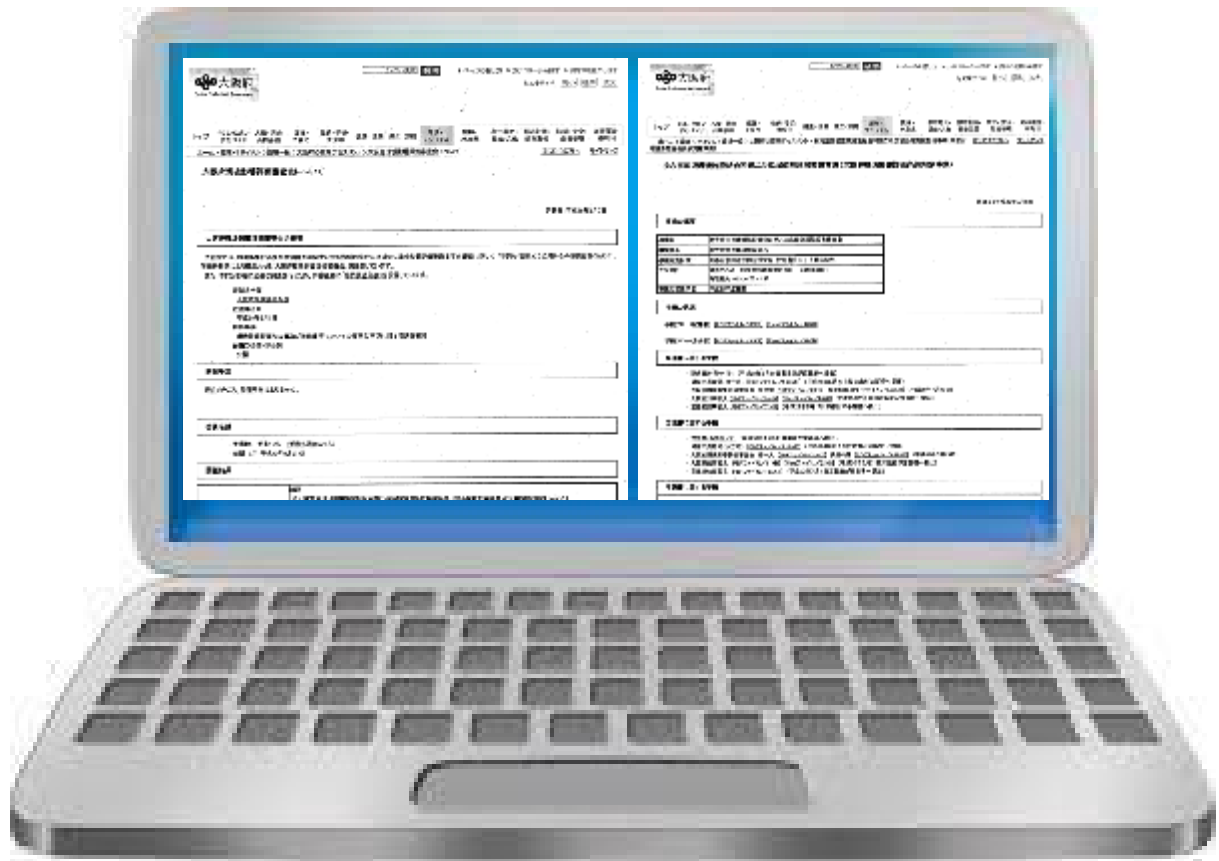
### ④その他の情報公開

知事は、事後調査の計画書や調査結果報告書などについても公開します。大阪府の庁舎のほか、大阪府のホームページでも一定の期間、見ることができます。

環 境 影 響 評 価 審 査 会

学識経験者により構成され、科学的・客観的な立場から方法書、準備書等について環境保全上の見地からの審査を行い、知事に意見を述べる機関です。審査会は、公開しています。

# 大阪府環境アセスメントホームページ



●大阪府のホームページでは、大阪府環境影響評価条例や個別の対象事業に関する情報（方法書、準備書などの縦覧の期間や場所、説明会や公聴会の開催日時や場所、知事意見と事業者見解など）を提供しています。

●<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/assess/index.html>

大阪府 アセス 検索



このパンフレットは大阪府の環境アセスメント制度の概要を解説したものです。詳細については大阪府環境影響評価条例等を御覧ください。



環境農林水産部環境管理室環境保全課  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21階  
電話 06(6210)9580 / ファクシミリ 06(6210)9575  
メールアドレス [kankyokanri-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kankyokanri-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp)